

通関業の許可について

標記のことについて、下記のとおり通関業を許可したので通関業法第3条第4項の規定に基づき公告する。

記

1. 通関業者の名称及び住所

名 称 NX 沖縄イーテクノロジー株式会社
住 所 沖縄県名護市字久志 252 番地の 1
みらい 4 号館 2F

2. 通関営業所の名称及び住所

名 称 NX 沖縄イーテクノロジー株式会社
住 所 沖縄県名護市字久志 252 番地の 1
みらい 4 号館 2F

3. 許可の条件 なし

4. 許可年月日 令和7年1月29日

令和7年 1月 29日

沖縄地区税関長 庄子 真憲